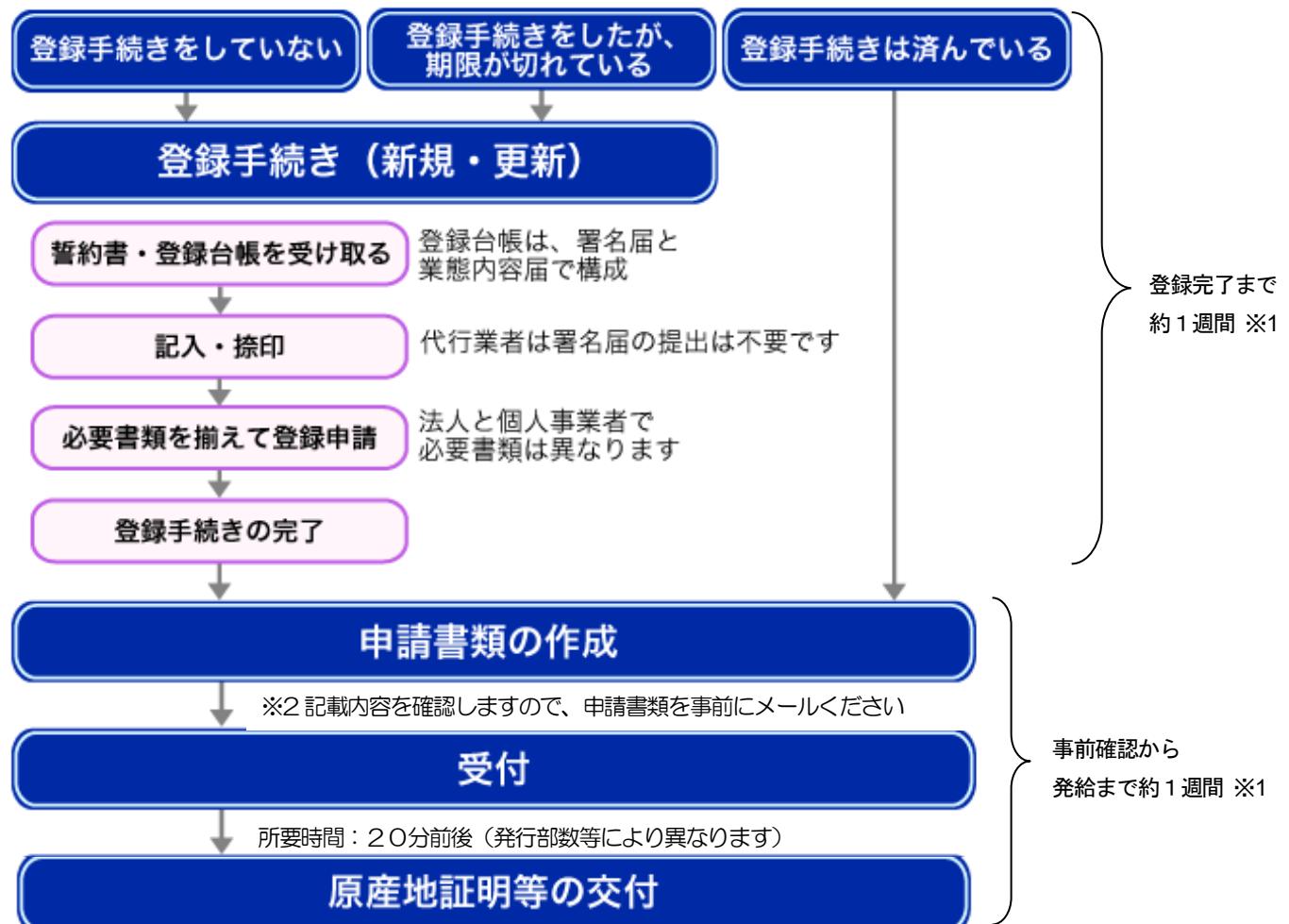


貿易関係証明の登録・発給手続きの流れ



※1 発給までの期間はあくまで目安です。書類をどれくらいで揃えられるか(事前確認も含む)によって期間は前後します。準備に係る時間を逆算し余裕を持ってご登録をお願いします。メールでの事前確認は2,3回程度です。詳しくはご相談ください。

※2 熊本商工会議所では、窓口での手続き時間短縮の為、事前に記載内容等の確認を行なっております。証明書発給の際には、事前に必要書類一式をメール又はFAXにてお送り頂きます様ご協力お願いいたします。【貿易証明関係メールアドレス boueki@kmt-cci.or.jp】

※EPA（経済連携協定）に基づく特定原産地証明（相手国税関において通常の関税率より低い関税率の適用を受ける為の証明）の発給及び運用につきましては、シンガポール(ビール等4品目)を除き福岡商工会議所が発給機関となっております。

EPA協定発効国 [令和2年9月現在]

シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、ブルネイ、フィリピン、インド、モンゴル、オーストラリア、メキシコ、チリ、ペルー、スイス